

2011年8月9日

税制改正PT 社会保障・税番号検討小委員会 次第

於 衆議院第2議員会館 第2会議室

1. 挨拶

2. 社会保障・税番号制度に対する考え方について
国税庁・日本年金機構からヒアリング

説明者

国税庁長官官房企画課長	川嶋 真
国税庁長官官房総務課企画官	上良 睦彦
日本年金機構事業管理部門担当理事	松田 将

3. 社会保障・税番号制度と住民基本台帳ネットワークシステム
との関係について総務省からヒアリング

説明者

総務省自治行政局住民制度課長	高原 剛
総務省自治税務局市町村税課長	杉本 達治

《今後の予定》

- 第2回 8月17日(水) 17:00~18:00
於：衆議院第2議員会館 地下1階 第3会議室
有識者ヒアリング(講師調整中)
- 第3回 8月18日(木) 9:00~10:00
於：衆議院第2議員会館 地下1階 第2会議室
有識者ヒアリング(講師調整中)

社会保障・税番号制度と
住民基本台帳ネットワークシステム
の関係について

平成23年8月9日(火)
総務省自治行政局

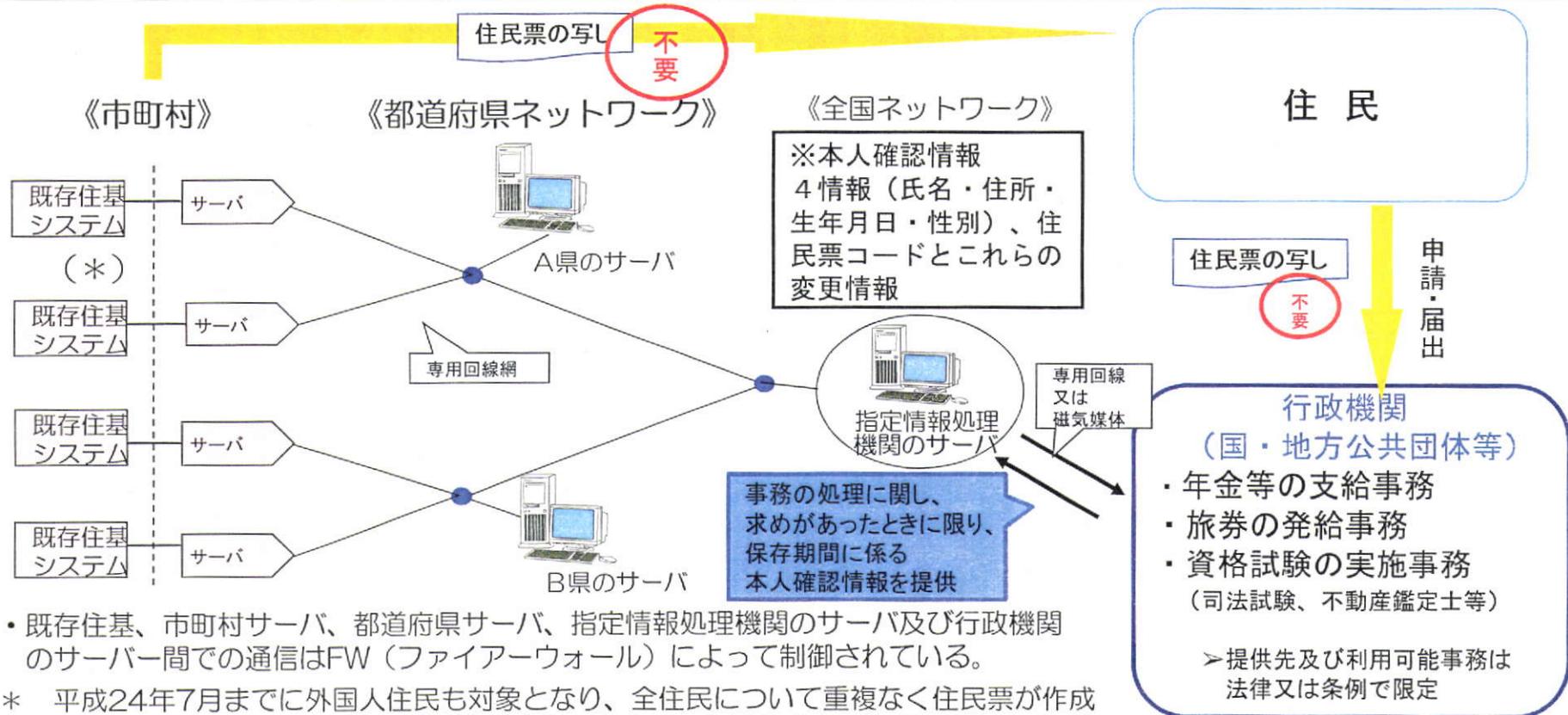
住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

➤市町村は都道府県に、都道府県は指定情報処理機関に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の5、第30条の11)

➤本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定(住基法第30条の7、第30条の8)

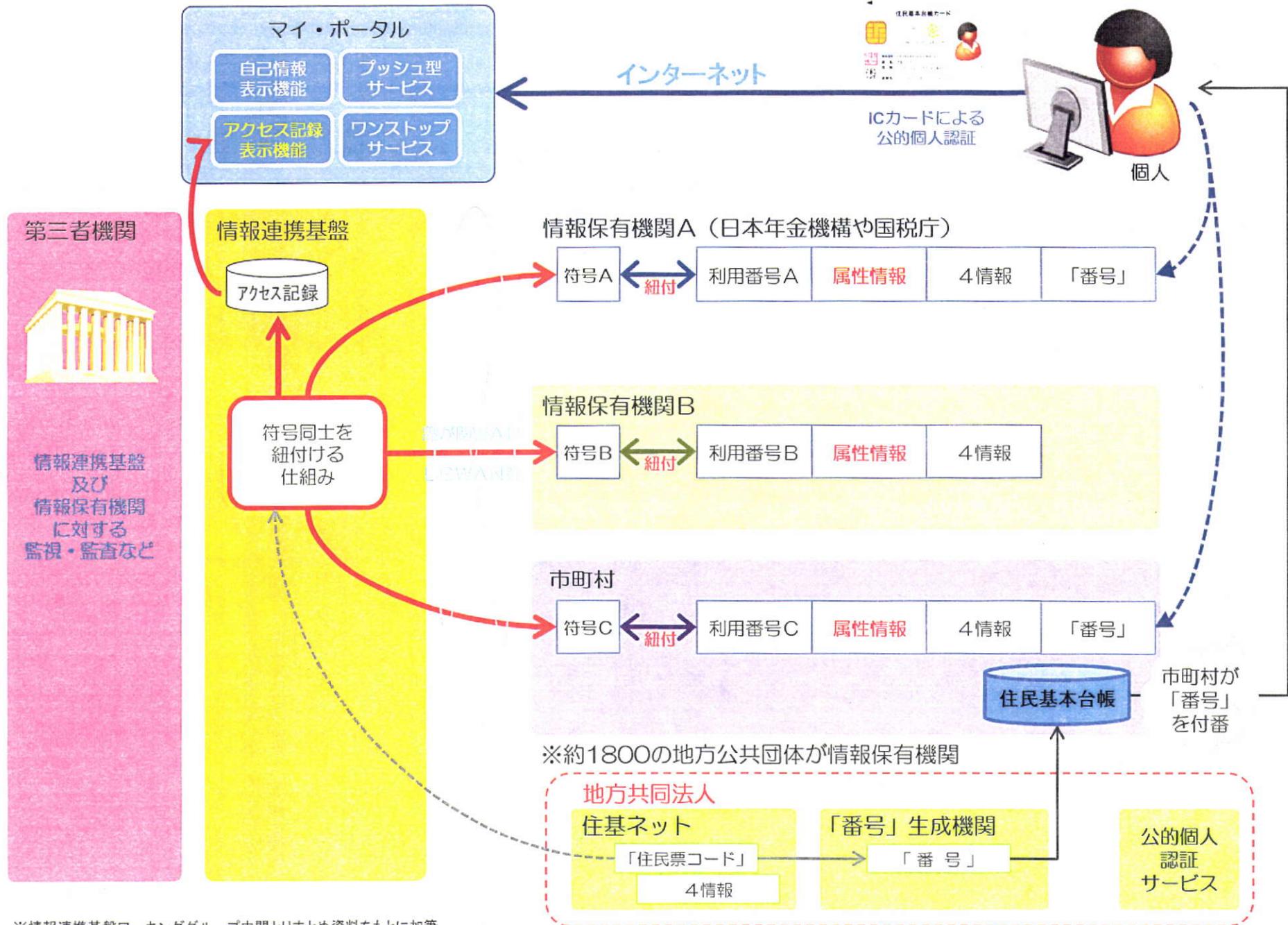
⇒ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



・既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関のサーバ及び行政機関のサーバー間での通信はFW（ファイアウォール）によって制御されている。

* 平成24年7月までに外国人住民も対象となり、全住民について重複なく住民票が作成されることとなる。（当該住民票が作成されてから1年以内に住民票に住民票コードが記載され、住基ネットに外国人住民の本人確認情報が送信される。）

番号制度における住基ネットの役割



※情報連携基盤ワーキンググループ中間とりまとめ資料をもとに加筆

【社会保障・税番号大綱】(抄) (H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

II 個人に付番する「番号」

1. 付番

- (1) 付番対象となる個人は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号の住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者及び同法第30条の45の表の上欄に掲げる中長期在留者、特別永住者等の外国人住民とする。
- (2) 市町村長は、出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合には、後記第3Ⅷ1.に規定する番号生成機関から指定された、住民票コードに一対一対応した「番号」を書面により個人に通知するとともに、住民基本台帳法に基づき、当該個人に係る住民票に当該「番号」を記載するものとする。ただし、ICチップに「番号」が記録された後記第3ⅩのICカードが当該記録に係る者に既に交付されている場合には、当該記録に係る者に対して改めて当該通知を要しないものとする。
- (3) 市町村長は、住民票に「番号」を記載したときは、住民基本台帳法に基づき、当該住民に係る「番号」及び本人確認情報を都道府県知事及び番号生成機関に通知しなければならない。
- (4) 「番号」の付番に係る制度の所管は、総務省とする。
- (5) 付番が番号制度の根幹であることにかんがみ、国としても、安定的、効率的かつ透明な運用を可能とする適切な措置を講じるものとする。

VII 「番号」を生成する機関

1. 組織形態

「番号」は住民票コードと一対一対応する新たな番号であり、その付番は住民票コードの住民票への記載事務と円滑に連携して行う必要がある。「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関(以下「番号生成機関」という。)については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。

2. 市町村長への「番号」の通知

番号生成機関は、市町村長に対し、住民票コードと一対一で対応する「番号」を指定し、市町村長に通知するものとする。

3. 情報保有機関との関係

- (1) 番号制度導入時において、「番号」の告知を求めることのできる情報保有機関は、当該情報保有機関が保有する利用者に係る基本4情報を住基ネットの基本4情報と突合した上で、番号生成機関に対し、当該基本4情報に係る「番号」の提供を求めることができるものとする。
- (2) 番号制度導入後において、「番号」の告知を求めることのできる情報保有機関が、利用者から基本4情報及び「番号」の告知を受けた場合において、当該情報保有機関の保有する利用者に係る基本4情報及び「番号」と異なるとき又は当該情報保有機関が当該利用者の情報を有していないときは、当該情報保有機関は、番号生成機関に対し、当該利用者に係る基本4情報及び「番号」の提供を求め、これを確認することができるものとする。

【社会保障・税番号大綱】(抄) (H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

Ⅷ 情報連携

1. 「番号」に係る個人情報の提供等

- (1) 情報保有機関は、番号法又は番号法の授権に基づく政省令で、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元・提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとする。
- (2) 情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができることとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとする。
- (3) 上記(1)(2)の際、「番号」は「民－民－官」で広く利用される「見える番号」であることから、個人情報保護の観点から、これを直接、個人を特定する共通の識別子として用いてはならないこととする。
- (4) 上記(1)(2)の例外措置として、(1)の法律等に規定されていないときであっても、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応等特別の理由がある場合にX Iの委員会の許可を受けたときには、情報連携基盤を通じた情報連携ができることとする。
- (5) 情報連携基盤の運営機関及び情報保有機関は、情報連携に関連する業務に携わることができる職員をあらかじめ限定し、関係する端末やデータベースへのアクセスを適切な方法により制御するとともに、事後的な当該機関内又はX Iの委員会等による監査を受けるものとする。
- (6) 情報連携基盤及び情報保有機関は、情報保有機関間で行われた情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやり取りに関するアクセス記録を、一定期間保存するものとする。
- (7) 情報連携基盤においては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。
- (8) 「番号」に係る個人情報を提供する行政機関は、当該情報及びその提供先について、行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイルにあらかじめ記載するものとする。
- (9) 情報保有機関は、保有する「番号」に係る個人情報の正確性の確保に努めるものとする。

2. 情報連携の範囲

第2の2. に示した新たな制度、利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現するために、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を法案策定までに明らかにする。

なお、医療・介護等の分野での情報連携については、特に情報保有機関が相当数に上り非常に多くの情報がやり取りされることや、民間の医療機関等も含まれることから、法制上の特段の措置と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討する。

3. 情報保有機関が保有する基本4情報の住基ネット基本4情報との同期化

- (1) 情報連携基盤とつなぐ情報保有機関は、番号制度導入時において、「符号」を自らが有する個人情報のデータベースと紐付けるため、自らが保有する基本4情報が住基ネットの基本4情報に突合するよう努めることとする。
- (2) 情報連携基盤とつなぐ情報保有機関は、(1)のため、住基ネットを通じて基本4情報の提供を求めることができることを住民基本台帳法に規定する。
- (3) (1)で住基ネットの基本4情報と突合した、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関が保有する基本4情報について、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関は、必要な頻度で住基ネットの基本4情報との同期化に努めることとする。

4. 情報連携基盤の運営機関

情報連携基盤の運営機関の具体的な組織の在り方については、引き続き検討する。

【社会保障・税番号大綱】(抄) (H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

Ⅷ 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

1. 設置

情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとする。

2. 機能

個人がマイ・ポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

3. 業務継続措置

マイ・ポータルにおいては、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じるものとする。

4. 運営機関

マイ・ポータルの運営機関は、情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする。

Ⅹ マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード

1. 概要

自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認等を行うことができるマイ・ポータルにログインするため、また、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者等が本人確認をした上で「番号」を確認できるようにするため、ICカード(その者に係る住民票に記載された氏名、住所、生年月日、性別及び「番号」その他政令で定める事項(以下「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、現行の住民基本台帳カードに記載されている事項に加え、「番号」及び公的個人認証サービスの電子証明書その他政令で定める事項が記録された半導体集積回路が組み込まれ、現行の住民基本台帳カードの機能も有するカードをいう。以下同じ。)を交付できるようにする。

ただし、当該ICカードの交付を受ける住民がICカードに「番号」の記載を希望しない場合も考えられるため、その場合の対応について、引き続き検討する。

ICカードは、住民基本台帳カードのこれまでの国及び地方公共団体における普及の拡大の取組の経過等を踏まえて、可能な限り、現行の住民基本台帳カード、住基ネットや公的個人認証サービス等を活用しつつ、住民基本台帳カードが有する機能等に加え、下記のとおり改良するものとし、住民基本台帳カードの交付同様、ICカード交付時に厳格な本人確認を行い、不正取得の防止や偽変造の防止等のための適切な措置を講じることとする。

なお、利用者の利便性の向上を図るため、ICカードの普及を前提としつつ、将来的には多様な本人確認等の手段を利用できるように検討する。

- (1) マイ・ポータルにログインするために、現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加する。
- (2) 電子証明書の有効期間を現行の3年から5年に延長し、公的個人認証の利便性を高める。
- (3) 民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する。
- (4) 「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、ICカードの券面に「番号」を記載し、ICチップに「番号」を記録する。

【社会保障・税番号大綱】(抄) (H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード(続き)

2. 交付等

- (1) 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている住民に対し、住民が申請する場合には、当該住民に係るICカードを交付するものとする。
- (2) ICカードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、政省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に提出するものとする。
- (3) 住所地市町村長は、(2)の交付申請書の提出があった場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、ICカードを交付しなければならない。
- (4) ICカードの様式その他必要な事項は、政省令で定める。
- (5) ICカードの交付を受けている者は、転入届を提出する場合には、当該転入届と同時に、当該ICカードを市町村長に提出しなければならない。
- (6) (5)の規定によりICカードの提出を受けた市町村長は、当該ICカードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該ICカードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
- (7) (5)の場合を除くほか、ICカードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該ICカードの変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- (8) ICカードの交付を受けている者は、ICカードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- (9) ICカードについては、公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間やICチップの耐久性等を勘案して政令で定める有効期間を設けることとし、有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
- (10) ICカードの交付を受けている者は、当該ICカードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該ICカードを、住所地市町村長に返納しなければならない。
- (11) 以上に定めるもののほか、ICカードの再交付を受けようとする場合における手続その他ICカードに関し必要な事項は、政令で定める。
- (12) 市町村長その他の市町村の執行機関は、ICカードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

3. 公的個人認証サービスの改良

- (1) 現在の署名用電子証明書の発行に加え、マイ・ポータルにログインする等、文書を伴わないアクセスにおける本人確認を行うため、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該措置を行った者が本人であることを示すために用いる認証用電子証明書の発行を行う。
- (2) 住民は、住所地市町村長を経由して、都道府県知事に対し、自己に係る署名用電子証明書及び認証用電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行の申請をすることができることとする。
- (3) 鍵ペアについては、申請者が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成することとせず、住所地市町村が電子証明書を発行する際に厳格な本人確認を行うことにより他の方法で作成する。
- (4) 都道府県知事は、行政機関等の求めに応じ、署名用電子証明書と認証用電子証明書が同一の本人のものである旨を通知するものとする。
- (5) 電子証明書の有効期間は、原則として当該電子証明書の発行の日から起算して5年を経過する日とすることとする。
- (6) 署名検証者及び認証検証者は、現在の行政機関等だけでなく、民間事業者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者を加えるものとする。
これら以外の民間事業者が公的個人認証サービスの電子証明書を利用する場合には、本人の同意を得た上で、電子証明書を発行する認証局等が署名検証者及び認証検証者となることとする。
- (7) 署名検証者及び認証検証者に対し、電子証明書や失効情報の目的外利用の制限等の義務を設けるほか、署名用電子証明書と認証用電子証明書を適切に使い分ける義務を設ける。また、公的個人認証サービスの電子証明書のシリアル番号について、住民票コードと同様の告知要求制限を設けることとし、当該シリアル番号の告知要求制限の具体的な方法その他の保護措置についても引き続き検討していく。
- (8) 公的個人認証サービスが番号制度における重要な基盤となることや、認証局が署名検証者及び認証検証者となること、公的個人認証サービスの利便性を高めるためには住基ネットとの連動が必要となることを踏まえ、公的個人認証サービスの認証局の事務は、Ⅶ1.の地方共同法人が担うこととする。

資料

平成23年8月9日

国 税 庁

目次

- 社会保障・税番号大綱（「法人番号」の付番関係部分要約）・・・ 1
- 法人等の付番対象イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 「法人番号」の付番機関としての課題・・・・・・・・ 5

社会保障・税番号大綱

－「法人番号」の付番関係部分要約－

第3 法整備

XⅢ 法人等に付番する番号

1. 付番

- 次に掲げる法人等に対し、「法人番号」を付番。

その際、登記のある法人等については、法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番。登記のない法人等に対しては、国税庁において、登記のある法人等に係る番号と重ならない番号を付番。

- (1) 国の機関及び地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) (1)から(3)に掲げる法人等以外の法人（国税に関する法令の規定により法人とみなされる者を含む。）で、国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有し、又は法定調書の提出対象となる取引を行うもの

- 「法人番号」の付番の所管は、国税庁とする。

- 法人等の支店・事業所については、付番は行わない等。

2. 変更

- 会社法人等番号は平成24年度以降、移転登記・組織変更の登記を行っても変更されない仕組みとなる予定であり、「法人番号」についても同様に、変更しない。
- 重複付番を避けるためにも一度使用した番号は再利用しない。

3. 通知

- 国税庁長官は、付番した「法人番号」を当該法人等に書面により通知。

4. 検索及び閲覧

- 「法人番号」は、広く一般に公開され、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用可能。
- 国民の利便性に配慮し、法人等に対する付番機関において、法人等基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索、閲覧ができるサービスをホームページ等で提供。

5. 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置

- 「法人番号」についても、告知を受ける際の本人確認及び「番号」の真正性確保、告知義務、虚偽告知の禁止等、番号制度を適正・円滑に運営するために必要な措置については、個人に付番する「番号」と同様の措置を講じる。

6. 法人等付番機関

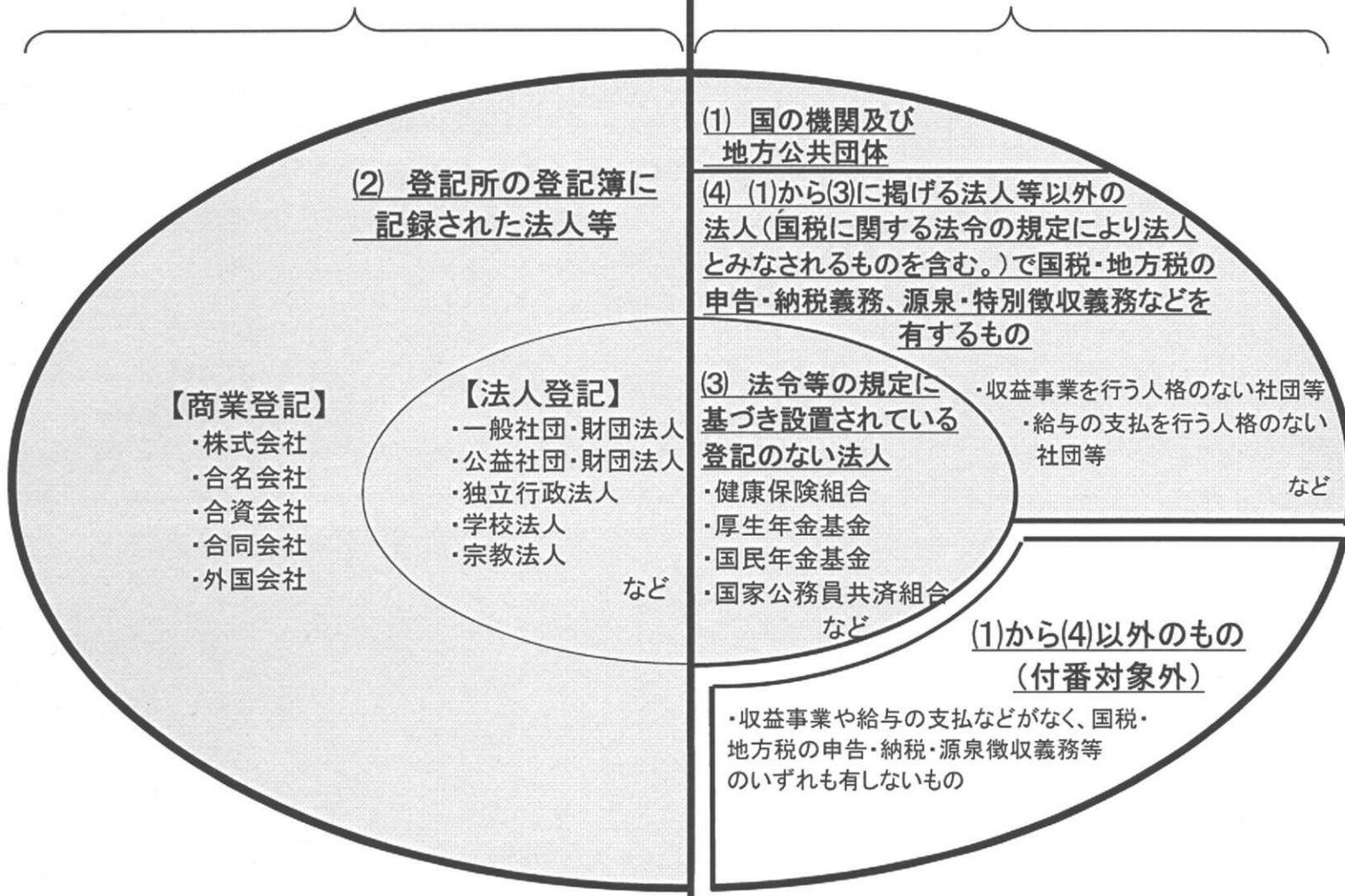
- 法人等付番機関は、法務省に付番対象である法人の登記に記録されている事項のうち、法人等基本3情報及び「法人番号」の運用・管理に必要な情報の提供を求めることができる。
- 法人等付番機関は、法務省から提供のあった登記記録事項及び「法人番号」を適切に管理。
- 法人等付番機関は国税庁に必要な体制の整備を検討。

法人等の付番対象イメージ

未定稿

法務省が有する会社法人等番号を
基礎として付番

登記のある法人等に係る番号と
重ならない番号を付番



「法人番号」の付番機関としての課題

- 1 「法人番号」の付番・通知・管理・公表等の方法の検討
- 2 「法人番号」の付番・通知等に必要新たなシステムの開発・運用の検討
- 3 「法人番号」の付番・通知等に必要事務処理手順の検討
- 4 「法人番号」の付番機関として必要な体制の検討・整備
- 5 「法人番号」の付番・通知等に係る上記1～4の検討に必要な体制の整備

社会保障・税に関わる番号制度について

平成23年8月9日

日本年金機構

社会保障・税に関わる番号制度について

- 1 「社会保障・税番号大綱」（6月30日決定）に基づき、番号制度の導入に向け積極的に対応してまいりたい。
- 2 番号制度導入後は、一人ひとりの年金記録について生涯を通じて一つの番号で管理可能となり、年金制度のよりの確な運用につながるものと期待される。
- 3 番号制度の導入に当たっての課題
 - (1) システム開発や既存の番号（基礎年金番号・事業所整理記号）と「番号」との紐付けの作業等を行う必要があることから、システム開発等に必要となる期間や費用を十分に検証の上、番号制度の具体化を進めることが必要である。
 - (2) 「番号」に係る個人情報を取り扱う情報連携基盤については、個人情報の保護に留意の上、年金支払、税・保険料徴収等の業務が支障なく円滑に行うことができるよう、情報連携の対象範囲や具体的な仕組みを検討することが必要である。

4 年金業務における実務上の課題

(1) 番号制度導入後においても、次の場合には、日本年金機構で使用している既存の番号を本人等との間で使用し続けることが必要である。

- ① 「番号」が付番されないため既存の番号のみで記録を管理する場合
「番号」が付番されない者（既に死亡している者、母国に帰った外国人、適用事業所に勤務する短期在留者等）、商業登記簿が閉鎖された法人、一法人で複数の適用事業所を有する法人等の記録については、年金相談等において引き続き基礎年金番号又は事業所整理記号を本人等との間で使用することが必要。
- ② 過去の記録に関し、本人等から既存の番号が提示される場合
過去の記録に関し、本人等から年金手帳番号等既存の番号を提示の上照会がある場合、引き続き既存の番号を本人等との間で使用することが必要。

(2) (1) 以外の場合については、国民との間では「番号」を使用することとするが、年金情報の内部管理を行う上では、引き続き基礎年金番号、年金手帳番号及び事業所整理記号を保有・使用することが必要である。

日本年金機構のあらゆるシステムは10ケタの基礎年金番号で個人を管理しているが、導入される「番号」が11ケタ以上となる場合には、システムの全面的な改修が必要となり、時間とコストが相当程度必要となる。既に付番した基礎年金番号及び年金手帳番号を引き続き内部管理を行う上で保有し、少なくとも当面、「番号」と紐付けて利用することが現実的と考えている。

- (3) 年金分野においては、一度被保険者となった者が死亡した場合や法人が閉鎖された場合も引き続き管理する必要があることから、社会保障・税に関わる番号においても一度付番された「番号」は再び用いられることがないようにする必要がある。
- (4) 「番号」利用の費用負担については、負担の有無も含め今後検討されるものと考えているが、積極的に利用促進を図ろうとする機関に過大な負担にならないようにする必要がある。

(参考) 日本年金機構で現在管理している番号体系

1 個人

基礎年金番号

× × × × — × × × × × ×

年金事務所毎に割り
当てられた4桁の数字

年金事務所毎の
通し番号で6桁の数字

※ 国民年金、厚生年金保険等のすべての年金制度に共通して使用される一人に一つの番号として、平成9年1月に導入された。

※ 年金受給者の場合、受給している年金の種類等を判別するため、基礎年金番号に年金の制度・種類を表す4桁の数字を付している。

2 事業所

事業所整理記号

× × × × — × × ×

年金事務所毎に割り
当てられた4桁の数字

全国健康保険協会の場合はカナ1～3文字
(事業所の頭文字が用いられる)、
健康保険組合の場合はアルファベット1～3文字